第百条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（報告書の提出）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第百条の二　連合会は、毎事業年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その業務についての報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、同条第二項中「事業主等」とあり、及び「確定給付企業年金の実施事業所又は基金」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

第百一条第一項中「、事業主等」の下に「又は連合会」を加え、「確定給付企業年金」を「その事業」に改め、「をして事業主等」の下に「若しくは連合会」を加える。

第百二条の見出し中「事業主等」の下に「又は連合会」を加え、同条第一項中「事業主等」及び「基金」の下に「若しくは連合会」を加え、「その役員」を「これらの役員」に改め、同条第二項中「規約型企業年金又は基金」を「規約型企業年金、基金又は連合会の事業」に、「事業主又は基金」を「事業主、基金又は連合会」に改め、同条第四項中「その役員」を「連合会若しくはこれらの役員」に改め、「又は基金」の下に「若しくは連合会」を、「当該基金」の下に「又は連合会」を加え、同条第五項中「基金」の下に「又は連合会」を加え、「確定給付企業年金」を「事業」に改める。

第百四条第一項中「権限」の下に「（連合会に係る権限を除く。）」を加える。

第十二章の章名並びに同章第一節及び第二節の節名を削る。

第百七条から第百十七条まで　削除

第百十七条の二から第百十七条の四までを削る。

第十一章を第十三章とし、第十章を第十二章とする。

第九章の二の章名中「による中途脱退者等に係る措置」を削る。

第九十一条の八中「この章」を「第九十一条の十九から前条まで」に改め、第九章の二中同条を第九十一条の二十五とし、同条の次に次の三条を加える。

（連合会から確定給付企業年金への積立金の移換）

第九十一条の二十六　連合会が第九十一条の十九第三項又は第九十一条の二十第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者（以下この条及び次条において「中途脱退者等」という。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2　連合会は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3　当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4　連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5　当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

（連合会から確定拠出年金への積立金の移換）

第九十一条の二十七　中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であって、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2　連合会は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3　連合会は、前項の規定により積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢給付金又は遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4　当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

（政令への委任）

第九十一条の二十八　前二条に定めるもののほか、連合会からの積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の七中「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項」に、「、第六十六条、第六十七条並びに第六十八条」を「並びに第六十六条から第六十八条まで」に改め、同条を第九十一条の二十四とする。

第九十一条の六を第九十一条の二十三とする。

第九十一条の五第一項中「第九十一条の二第二項第二号に規定する」を「第九十一条の十八第二項第二号に掲げる」に改め、「及び第九十三条の二第二項第二号」を削り、「残余財産」を「第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）」に改め、同条第六項中「第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十二第一項」に改め、同条第七項中「第九十一条の三第四項」を「第九十一条の二十第四項」に、「第九十一条の五第二項」を「第九十一条の二十二第二項」に、「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の二十二第三項」に改め、同条第八項中「第九十一条の二第六項」を「第九十一条の十九第六項」に、「第九十一条の三第五項」を「第九十一条の二十第五項」に改め、同条を第九十一条の二十二とする。

第九十一条の四第一項中「第九十三条の二第二項第一号に規定する」を「第九十一条の十八第二項第一号に掲げる」に改め、「及び第九十三条の二第二項第一号」を削り、「残余財産」を「第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）」に改め、同条第四項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同条第五項中「第九十一条の二第六項」を「第九十一条の十九第六項」に改め、同条を第九十一条の二十一とする。

第九十一条の三第一項中「及び第九十三条の二第一項第二号」を削り、「（以下」の下に「この条において」を加え、同条を第九十一条の二十とする。

第九十一条の二第一項中「企業年金連合会（厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）」を「連合会」に改め、同条第三項中「（一時金として支給するものに限る。以下この条、次条、第九十一条の四第三項、第九十三条の二第一項及び第二項第一号、第百十五条の四第四項、第百十五条の五第四項並びに第百十七条の三第三項において同じ。）」を削り、同条を第九十一条の十九とし、第九章の二中同条の前に次の二節、節名及び一条を加える。

第一節　通則

（連合会）

第九十一条の二　事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七に規定する積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2　連合会は、全国を通じて一個とする。